

審査結果概要書

平成 24 年 1 月 27 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1 . 排出削減事業の概要

排出削減事業名	鳥取大学医学部附属病院 ESCO 事業
排出削減事業者名	国立大学法人 鳥取大学
排出削減共同実施事業者名	中国電力株式会社
その他関連事業者名	株式会社 エネルギア・ソリューション・アンド・サービス
事業実施場所	鳥取大学米子団地 (鳥取県米子市西町 36-1)
事業の概要	本事業は、機器の効率化を図り、省エネとし、また、ボイラーは常時は重油焚きでなく都市ガス運転とすることにより、CO ₂ の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2009-2012 年度：2,429 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 9,716 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 005 間接運転制御・インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入 006 照明設備の更新

2 . 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年12月8日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：鳥取大学米子団地 (鳥取県米子市西町 36-1)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(直だき吸収温水機、吸収冷温水機、冷温水ポンプ、水管式ボイラー、炉筒煙管式ボイラー、冷水2次ポンプ、温水2次ポンプ、冷温水2次ポンプ、蛍光灯、水銀灯)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で9.4年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 鳥取大学は、予てから省エネ対策に取り組んでおり、省エネ法対象事業者でもある。今回、低炭素に向けて大規模の投資を検討しているところに、環境省での二酸化炭素排出抑制事業に対する補助事業への申請もあいまって、低炭素投資を意思決定された。そのような事業者の想いと、国内クレジット制度の京都議定書目標達成という意義がマッチし、申請に至ったことを確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001,002,005,006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。

【方法論 001 ボイラーの更新】

適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により高効率貫流ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、更新後ボイラーにより生産した蒸気又は温水はすべて当該事業所内で使用しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新】
適用条件 1 については、既存の熱源設備よりも高効率のヒートポンプに更新していることを確認している。

適用条件 2 については、導入するヒートポンプは、温水、冷水のいずれかの製造のために使用していることを、現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、ヒートポンプの導入を行わなかった場合、既存の熱源設備を継続的に利用することが可能であることを、関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 について、更新後のヒートポンプで製造した温水、冷水は自家消費され、他へ供給はないことを確認している。

【方法論 005 間接運転制御・インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】

適用条件 1 については、既存のポンプをインバーターポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量(実施前年間稼働時間)のデータを計測できることを、関連資料及び関係者への質問により確認している。

【方法論 006 照明設備の更新】

適用条件 1 については、既存の照明設備よりも省電力の照明設備に更新していることを確認している。

適用条件 2 については、照明設備の更新を行わなかった場合、既存の設備を継続的に利用することができることを確認している。

適用条件 3 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量(実施後年間稼働時間)

	<p>を把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認している。</p>
--	--

4 . 特記事項

方法論 002 において、既存設備には、臭化リチウムが使用されていたことを事業者への質問により確認している。